

解体工事協定書（案）

調布市二本松自治会（以下「甲」という）と株式会社長谷工コーポレーション（以下「乙」という）は、東京都調布市多摩川1-8-7外（地番）所在の土地にて行う公務員宿舎『西調布住宅』建替工事計画（以下「本件」という）に伴う解体工事に関し協議した結果、以下の通りに合意したので本協定書を締結する。

記

第1条 基本精神

甲・乙は、本件解体工事の施工にあたり、互いに信義、誠実、互譲の精神をもって円満な近隣関係を保持するよう努めるものとする。

第2条 工事期間

本件解体工事期間については、平成20年12月中旬（準備作業）～平成21年3月末日の予定とする。（重機使用による上屋解体作業については平成21年1月中旬より開始する。）

第3条 作業時間・休日

1. 作業時間は、午前8：00～午後6：00とする。

作業時間の前後に準備・清掃作業・後片付けを行うものとする。

重機の稼働時間は午前8：30～午後6：00とする。

学童の通学時間帯を考慮し、原則として工事車輛の搬出入は午前8：30以降とする。

（但し、通勤車輛は除く。）

2. 日曜日・祝日は、作業全休とする。

3. 下記の事情によりやむを得ない場合は、前1項・2項で定めた作業全休日・作業時間以外に作業を行う場合があり、乙は甲に緊急を要する場合以外は、事前に連絡（掲示、配布等）を行うものとする。

- ・重量物等の搬出入時間及び方法について、所轄警察署から指示がある場合。
- ・歩道の切り下げ、上下水の引き込み、道路上での作業等で関係諸官庁から作業時間の指示がある場合。
- ・緊急又は保安上の事情がある場合。
- ・天候等により著しく工程が遅延した場合。

第4条 作業方法

1. 乙は、本件解体工事施工にあたり、工事の安全に細心の注意を払い、甲の生活環境を阻害せぬように努めるものとする。
2. 乙は、騒音・振動を伴う作業については、使用機械及び工法等を選択し騒音・振動の低減を図るものとする。
3. 乙は、甲関係建物並びに甲関係者の安全を図るため、作業所の周囲に仮囲い・養生シー

ト・防音パネル・防音シート等の仮設を行い、資材の落下及び塵埃等の飛散防止に努めるものとする。また、乙は作業中について十分な散水を行い塵埃防止に努めるものとする。

4. 乙は、アスベスト含有建材除去について、関連法規に基づき適切に作業するものとする。
5. 乙は、工事車輛の通行、現場への出入りに際しては、交通法規を遵守し、関係官庁の指示に従うと共に、適切に交通誘導員を配置し、交通安全に注意を払うものとする。また、本件解体工事車輛運行ルートについては、別添図の通りとする。

第5条 実害対応

1. 乙は、本件解体工事着手前に乙の費用負担にて隣接家屋の調査を実施するものとする。
2. 乙は、本件解体工事に起因して、万一甲の建物及びその付属物等に損傷等を与えたことが判明した場合、その被害者と協議し対応するものとする。
3. 乙は、本件解体工事に起因して、万一甲関係者に被害（事故によるケガ等）を与えたことが判明した場合は、その被害者と協議し対応するものとする。

第6条 連絡窓口

本件解体工事に関する連絡先は、以下のとおりとする。

現場連絡先 株式会社 長谷工コーポレーション
建設部門 第四施工統括部
所 長 上垣秀人
(現場連絡先が確定(12月中旬頃)次第お知らせするものとする)

解体工事担当 株式会社 児島工務店
担 当 河野圭吾
TEL 090-9342-7369
(作業時間内の連絡先)

緊急連絡先 株式会社 長谷工ナビエ 警備保障部
TEL 03-3255-0061
(夜間・休日等、現場が休業している時の連絡先)

計画全般 株式会社 長谷工コーポレーション
連絡先 開発推進部門 開発推進部
担 当 門間 晶巳、菊池 晶美、森田 知洋
TEL 03-5765-0574

第7条 風紀維持・火災防止・衛生管理

乙は、本件解体工事に関して、工事管理者を常駐させて本件解体工事期間中の管理を行うと共に作業員の風紀維持に努め、かつ火災予防並びにトイレ・ゴミ処理等衛生管理についても十分留意するものとする。

第8条 その他

1. 乙は本件解体工事期間中、本件解体工事作業所車輛出入口付近に週間工程表を掲示するものとする。
2. 本協定に定めのない諸問題が発生した場合は、甲・乙は誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

以上、甲・乙は本協定書の締結を証するために本書2通を作成し、各々が記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年 月 日

(甲) 住 所
氏 名

(乙) 住 所
氏 名